

相続・遺言・贈与・後見 料金表

※ この表にない手続の費用は、個別に見積りをいたします。

	手 続	✓	基本報酬（税込）	追加報酬（税込）・割引等	実 費
相続プラン	遺産整理ライトプラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		165,000円～ ※相続財産の価額が 1,000万円以下	別紙参照	実費はご依頼内容により異なります。見積書をご参照ください。 例 ・戸籍等取得費用 ・不動産調査費用 ・謄本取得費用 ・登録免許税 ・金融機関手数料 ・郵便代 ・交通費
	遺産整理プラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		275,000円～ ※相続財産の価額から計算	別紙参照	
	相続登記ライトプラン		55,000円～ ※相続人1名の法定相続	別紙参照	
	相続登記プラン		110,000円～	別紙参照	
相続財産調査	相続債務調査 （3つの信用情報機関の情報取得支援）		33,000円		・小為替代3,300円 ・郵便代
	被相続人が経営していた会社・法人の財産調査		法人税申告書および添付書類の調査費用として55,000円	不動産および金融資産の調査が必要になる場合には、別途相続不動産調査および相続金融資産調査の報酬が発生	・会社登記事項証明書取得費用 ・相続不動産調査の実費 ・相続金融資産調査の実費
	公証役場での遺言調査		5,500円		謄本取得費用数百円～数千円
	証券保管振替機構への調査		5,500円		・開示手数料数千円～ ・郵便代
	財産目録の作成 （遺産分割協議書案の作成をご依頼いただいた場合には無料）		11,000円 （遺産の数が4個以下）	遺産の数が5個以上の場合は1個につき1,100円を加算	
法定相続情報証明	申出書		5,500円	必要な一覧図2通目以降、1通追加につき1,100円を加算	
	一覧図		5,500円×相続人の人数		郵便代実費
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円） 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円		各種資料の取得実費
	再交付申出		16,500円	必要な一覧図2通目以降、1通追加につき1,100円を加算	※以前に当事務所にて交付を受けている場合のみ
出張関連	出張の日当・旅費・宿泊費		11,000円 （移動時間を含めて3時間以内）	3時間以降は1時間区切りで5,500円を加算 上限は1日あたり44,000円	
相談	面談による相談料		5,500円 （30分以内）	30分以降は30分区切りで5,500円を加算	

	手 続	✓	基本報酬（税込）	追加報酬（税込）・割引等	実 費
スピード対応	スピード加算		22,000円～ （手続期間などに応じて個別見積り） ※手続完了までの期限が決まっている場合の追加オプション		
	配偶者居住権の設定		55,000円～ ※遺産整理プラン及び相続登記プランの追加オプション		
	遺産の分割案のご提案		165,000円～ （財産、相続人の数など内容に応じて個別見積り） ※遺産整理プランの追加オプション		
	遺産分割協議への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成	普通郵便またはメール	33,000円～	相手方1名・1通につき3,300円	
		内容証明郵便	55,000円～	相手方1名・1通につき5,500円	
	遺産分割調停に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22%（最低55,000円）		<ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ5,500円（最低11,000円）		
	遺産分割審判に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.44%（最低110,000円）		<ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ11,000円（最低22,000円）		
	強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで11万円		<ul style="list-style-type: none"> 差押え対象に応じて1万円～ 切手数千円程度
	相続分の譲渡	無償譲渡	44,000円（譲受人1名・譲渡人1名）	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき22,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,500円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,500円を加算 	
		有償譲渡	66,000円（譲受人1名・譲渡人1名）	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき33,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,500円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,500円を加算 	
	未登記建物の所有権保存登記		22,000円（1申請、2物件以下、3,000万円未満） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	<ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税 郵便代
銀行・証券会社を通さずに行う有価証券の換金・名義変更支援		55,000円～（1社、残高3,000万円未満）	残高3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	交通費別途	
貸金庫の解約支援		55,000円（1金融機関1支店）	1支店追加ごとに5,500円を加算		

	手 続	✓	基本報酬（税込）	追加報酬（税込）・割引等	実 費
名義変更	生命保険金の請求手続支援		1請求につき11万円～ （個別見積）		交通費別途
	自動車の所有権移転登録		33,000円 （自動車1台、仙台市の場合）		1,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。
	自動車のナンバー変更		11,000円 （自動車1台、仙台市の場合）		2,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。
	車庫証明書の取得		33,000円 （車庫1ヶ所、仙台市の場合）		3,000円程度 交通費別途 ※行政書士法人で手続を行う。
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円		各種資料の取得実費
住所変更	住所・氏名変更の登記		11,000円 （1申請、1物件以下）	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算	・登録免許税として、1物件につき1,000円
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,100円		各種資料の取得実費
代理人選任・不在者関連	特別代理人選任審判に関する書類の作成		11万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	特別代理人就任 （未成年者が行う親権者との利益相反行為に関するものに限る）		27,500円 （特別代理人1名、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで1,650円を加算	
	未成年後見人選任審判に関する書類の作成		165,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成		165,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成		55,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	失踪宣告の審判に関する書類の作成		11万円		・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・その他の調査実費が必要になる場合あり
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円		各種資料の取得実費
			ライトプラン	1件につき16,500円	熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり

手 続	✓	基本報酬 (税込)		追加報酬 (税込) ・ 割引等	実 費
相続放棄に関する書類の作成 (定型)		ベーシックプラン	1件につき 44,000円		
		フルサポートプラン	1件につき 55,000円		
相続放棄に関する書類の作成 (定型外)		ベーシックプラン	1件につき 99,000円～ (内容に応じて 個別見積り)	2名以上まとめてご依頼いただく場合には1割引 ※ただし、条件あり 熟慮期間の残り日数に応じて 加算の場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申述1件につき収入印紙800円～950円 ・ 切手代数百円程度
		フルサポートプラン	1件につき 110,000円～ (内容に応じて 個別見積り)		
限定承認に関する書類の作成・弁済までの財産管理代行		遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円未満	遺産 (積極財産のみ) の評価額の2.2% (最低33万円)	債務弁済後の残余財産についての相続手続報酬・実費は別途発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙800円程度 ・ 切手代数千円程度 ・ 必要な場合には遺産の鑑定費用 ・ 上記の他、官報公告費用や内容証明郵便の郵送料などが 必要
		遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円以上1億円未満	33万円 + 遺産 (積極財産のみ) の評価額の1.1%		
		遺産 (積極財産のみ) の評価額が1億円以上	88万円 + 遺産 (積極財産のみ) の評価額の0.55%		
熟慮期間仲長の審判に関する書類の作成		定型	1件につき 55,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人1人につき収入印紙800円 ・ 切手代数百円程度
		定型外	1件につき 77,000円		
既に相続財産を処分してしまっている場合の加算 (相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長)		相続放棄等の各手続の報酬の他、1事件ごとに着手金11万円を加算			
相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長の却下に対する抗告審における書類の作成		着手金11万円		成功報酬11万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代、切手代等
相続放棄受理証明書取得 (利害関係人)		相続放棄の有無照会	1申請につき 16,500円	2人以上は1人につき1,100円加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切手代数百円程度
		相続放棄受理証明書取得	1件につき 5,500円		
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) ・ 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) ・ 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費
相続財産管理人選任審判に関する書類の作成		11万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙800円 ・ 切手代数千円程度 ・ 官報公告費用数万円程度 ・ 予納金が必要な場合あり
		遺産 (積極財産のみ) の評価額が3,000万円未満	遺産 (積極財産のみ) の評価額の2.2% (最低33万円)		

相続放棄・限定承認

	手 続	✓	基本報酬（税込）		追加報酬（税込）・割引等	実 費	
相続人不存在・特別縁故者への財産分与	相続財産管理人就任 （あくまでも当事務所の基準。最終的な報酬額は家庭裁判所が決定。）		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満	33万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の1.1%		・官報公告費用数万円程度 ・事務内容に応じて発生	
			遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	88万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55%			
			上記にかかわらず、競売のみが目的であり、管理業務がすぐに終了する見込みの場合	11万円		・官報公告費用数万円程度 ・事務内容に応じて発生	
	特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成		着手金11万円		成功報酬として、取得した遺産（積極財産のみ）の評価額の2.2%（最低22万円）	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費	
海外関係	海外在住者の手続の追加手数料 （実体法および手続法の両方に日本法が適用される場合に限る）		海外在住者1名につき22,000円～			・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料	
	海外の法律が適用される場合の追加手数料		個別見積り			・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料	
在監者	在監者の手続の追加手数料		在監者1名につき22,000円～			・交通費	
担保権の抹消	担保権の抹消登記		16,500円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算	・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円	
	休眠担保権の抹消登記		11万円～ （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,100円を加算	・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・被担保債権の弁済費用	
	完了後登記簿取得		1筆につき1,100円			1筆につき480円	
	休眠担保権抹消への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成	普通郵便またはメール		33,000円～		相手方1名・1通につき5,500円	
		内容証明郵便		55,000円～		相手方1名・1通につき11,000円	
休眠担保権の抹消の前提としての訴訟提起		11万円		<ul style="list-style-type: none"> ・被告が複数の場合には1名につき5,500円 ・付郵便送達1件につき55,000円 ・公示送達1件につき110,000円 	・収入印紙（事案により異なる） ・切手代数千円～		

手 続	✓	基本報酬（税込）	追加報酬（税込）・割引等	実 費
相続による担保権の 移転登記		33,000円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		・登録免許税として、債権額の1,000分1（0.1%） ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
抵当権抹消書類の収集		5,500円～ （金融機関、書類など内容に応じて個別見積り）		各種資料の取得実費
関連資料の収集		・戸籍・住民票・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,100円		各種資料の取得実費
内容証明郵便作成・発送		1通につき22,000円		1通につき2,000円程度
遺留分減殺請求訴訟に関する書類の作成	訴状	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.44% （最低11万円）		・収入印紙（事案により異なる） ・切手代数千円～
	準備書面等	1ページ11,000円（最低22,000円）		
強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで11万円		・差押え対象により1万円～ ・切手数千円程度
関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円		各種資料の取得実費
公正証書遺言作成	定型プラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.11% （最低88,000円）		・相続人調査費用（戸籍収集等） ・公証人に対する手数料（遺言の内容に応じて数万円～）
	こだわりプラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.275% （最低220,000円）		
自筆証書遺言作成	定型プラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22% （最低165,000円）		・相続人調査費用（戸籍収集等）
	こだわりプラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% （最低275,000円）		
秘密証書遺言作成	定型プラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.22% （最低165,000円）		・相続人調査費用（戸籍収集等） ・公証人に対する手数料11,000円
	こだわりプラン	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55% （最低275,000円）		

遺留分減殺請求

手 続	✓	基本報酬（税込）		追加報酬（税込）・割引等	実 費
遺言の変更		新規作成と同様			新規作成と同様の実費が発生
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費
遺言の証人・立会人		証人または立会人1名につき11,000円			・交通費、旅費
自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に関する書類の作成		55,000円			・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
危急時遺言の確認に関する書類の作成		55,000円			・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
遺言執行者選任審判に関する書類の作成		55,000円			・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
尊厳死宣言公正証書作成		定型プラン	55,000円	遺言公正証書と同時に作成の場合は22,000円引き	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍収集等費用 ・公証人に対する手数料13,000円～
		こだわりプラン	110,000円～		
遺言執行（遺言執行者としての事務遂行・遺言執行者の代理）		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以下	遺産（積極財産のみ）の評価額の2.2%（最低33万円）	別紙参照	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資料の取得実費、交通費、振込手数料等、遺言執行に要する実費
		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円を超え1億円以下	33万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の1.1%	別紙参照	
		遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円超	88万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.55%	別紙参照	
信託の設計、信託契約書の作成		財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円未満	財産（積極財産のみ）の評価額の1.1%（最低33万円）		<ul style="list-style-type: none"> ・印紙税200円～ ・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料
		財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円以上1億円未満	27.5万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.55%		
		財産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	55万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.275%		
受託者法人の設立		合同会社の設立	55,000円～	社員数、資本金の額、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として6万円～ ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費
		一般社団法人の設立	66,000円～	社員数、役員数、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場の定款認証等の手数料として5万2,000円 ・登録免許税として6万円 ・登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費

遺言書作成・遺言執行

家族信託

	手 続	✓	基本報酬（税込）		追加報酬（税込）・割引等	実 費
・民事信託	不動産の信託に伴う所有権移転登記手続		11万円 (1申請、2物件以下、3,000万円未満) ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		<ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の4 (0.4%) ただし、土地については1,000分の3 (0.3%)
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費
生前贈与	生前贈与の登記		定型プラン	88,000円 (1申請、2物件以下)	物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20 (2%) 印紙税200円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
			負担付贈与プラン	132,000円 (1申請、2物件以下)	物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,100円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20 (2%) 印紙税200円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
			贈与コンサルティング	110,000円～ (対象財産などにより個別見積り)	登記が必要な場合は、各プラン料金が必要となります。	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円 (お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円 (1物件追加につき2,750円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費
	本人確認情報作成		44,000円～			各種資料の取得実費
法定後見	後見開始の審判に関する書類の作成		165,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料
	保佐開始の審判に関する書類の作成		165,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料
	補助開始の審判に関する書類の作成		165,000円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 実費1万円程度 別途鑑定料

	手 続	✓	基本報酬（税込）	追加報酬（税込）・割引等	実 費	
（後見・保佐・補助）	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円		各種資料の取得実費	
	後見等開始の審判前の保全処分申立てに関する書類の作成		着手金11万円	成功報酬11万円	・実費1万円程度 ・予納金が必要な場合あり	
	居住用不動産処分の許可審判に関する書類の作成		165,000円～ （1件、処分予定の不動産の評価額3,000万円未満）	処分予定の不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・収入印紙800円 ・切手代数百円程度	
任意後見・財産管理	任意後見契約書の作成		11万円		・公証人に対する手数料11,000円 ・登記囑託手数料1,400円 ・登記印紙4,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円	
	財産管理契約書の作成		11万円		・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料	
	任意後見監督人選任の審判に関する書類の作成		165,000円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,300円を加算	・実費1万円程度 ・別途鑑定料	
	関連資料の収集		・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円		各種資料の取得実費	
	任意後見人・任意財産管理人としての財産管理事務	積極財産の評価額3,000万円未満		月額33,000円		・交通費 ・通信費
		積極財産の評価額6,000万円未満		月額44,000円		
		積極財産の評価額1億円未満		月額55,000円		
		積極財産の評価額1億円以上		月額の最低額を55,000円とし、1億円を超える部分につき1億円毎に11,000円を加算		
	銀行、信金、郵便局等との取引（日常的な入出金を除く。）		1取引につき22,000円			
	保険会社、証券会社との取引		1取引につき22,000円			
管理会社のない不動産の管理		1ヶ所につき月額22,000円				
管理会社のある不動産の管理		1ヶ所につき月額の最低額を5,500円とし、10室を超える部分につき10室毎に5,500円を加算				
不動産に関する売買または請負契約の締結	契約価額1,000万円未満		11万円			
	契約価額1億円未満		契約価額の1.1%			

手 続	✓	基本報酬（税込）		追加報酬（税込）・割引等	実 費
		契約価額1億円以上	55万円 ＋ 契約価額の 0.55%		
賃貸借契約、管理契約等、不動産に関する継続的な契約の締結		賃料、管理料等の月額費用の2ヶ月分（最低55,000円）			
有料老人ホーム、介護施設等の入所事務		入居一時金がある場合	入居一時金の1.1%（最低22万円）		
		入居一時金がない場合	月額利用料の1ヶ月分		
医療、介護、福祉サービスの契約の締結		1件につき22,000円			
入退院の事務		1回の入退院につき27,500円			
金銭消費貸借または担保権設定契約の締結		契約価額1,000万円未満	55,000円		
		契約価額1,000万円以上	契約価額の0.55%		
相続・後見・贈与等、本料金表に記載された各種手続		本料金表に記載された報酬額			
上記以外の事務		事務を行うために要した時間に応じて、1時間につき5,500円			
継続的見守り	継続的見守り契約書の作成	11万円			・公証人に対する手数料 11,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円
	死後事務委任契約書の作成	11万円			・公証人に対する手数料 11,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円
死後事務	死後事務受任者としての死後事務	ご要望内容に応じて個別見積り			
	関連資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,300円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,100円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,200円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,500円（1物件追加につき2,750円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり16,500円 			各種資料の取得実費